

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人矢野内外国特許事務所 様 あて名 〒540-6134 日本国大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号 ツイン21 MIDタワー34階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 10.04.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PCT-940		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/008479	国際出願日 (日.月.年) 06.03.2018	優先日 (日.月.年) 10.03.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q50/02(2012.01)i, G09B29/10(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ヤンマー株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 28.03.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 緑川 隆 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	
		5L	8382

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-3	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-3	有
	請求項		無

## 2. 文献及び説明

文献1: WO 2014/007109 A1 (ソニー株式会社)  
2014. 01. 09, 段落[0057]-[0066], [0074]-[0075], [0120]-[0124],  
[0129]-[0131], [0153]-[0160], 第7, 18-19 図  
& US 2015/0186387 A1 & EP 2871609 A1 & CN 104412290 A

文献2: JP 2015-70812 A (ヤンマー株式会社)  
2015. 04. 16, 段落[0009]  
(ファミリーなし)

文献3: JP 2013-48361 A (オリンパスイメージング株式会社)  
2013. 03. 07, 段落[0030], [0043]  
& US 2013/0054137 A1

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。

文献1の段落[0057]-[0059]には、端末(請求項1の「携帯端末」に相当。)が座標検出部(請求項1の「レシーバ」に相当。)と撮影部(請求項1の「撮像装置」に相当。)を備えることが記載されている。また、段落[0063]-[0065]には、畑(請求項1の「圃場」に相当。)が複数の畑区画で構成され、GPS座標(請求項1の「位置情報」に相当。)を有することが記載されている。また、段落[0074]-[0075]には、サーバの収量DBに畑区画毎のGPS座標とともに収量が記録されることが記載されている。また、段落[0120]-[0124]には、この農作業支援システムが拡張現実技術(AR)を利用し、DBに記憶される情報に対してGPS座標に基づいてタグ付けされた情報と撮影部により撮影して得られた画像とを重ね合わせて表示されることが記載されている。また、段落[0129]-[0131]には、端末のウェブページ上で畑区画の画面を表示し、畑区画はGPS座標を記録するDB及び収量DBとリンクしていることが記載されている。また、段落[0155]には、撮影された被写体のGPS座標を取得してサーバにアップロードすることが記載されている。

(以下、補充欄に続く。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

ここで、文献 1 の農作業支援システムは AR を用いることから、端末が姿勢や方位を検出するセンサを備えることは自明である。

請求項 1 に係る発明と文献 1 に記載された発明を対比すると、請求項 1 に係る発明では、収量情報が単位面積当たりの収量であるのに対し、文献 1 では単位面積当たりではない点で相違する。

以下、相違点について検討すると、文献 2 の段落[0009]に例示されるように、収穫量を単位面積当たりの収穫量とすることは周知である。

そうすると、文献 1 において、上記相違点に係る構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-2 より進歩性を有しない。

文献 1 の段落[0074]には、収量 DB には、月日毎の収量が記録されることが記載されている。ここで、どれだけの期間の記録を行うか、及びどの期間の収量を表示するかは、当業者が適宜決定しうる設計事項である。

そうすると、文献 1 において、複数年分の収量を表示するようにすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-3 より進歩性を有しない。

文献 3 の段落[0030]及び[0043]に例示されるように、撮像している現在位置を含む地図情報を撮像画像とともに表示することは周知の技術である。

そうすると、文献 1 において、現在位置を含む地図情報を表示させるようにして、端末の GPS 座標と畑区画の位置関係を表示するようにすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(以上)